



東日本大震災における被災地域の皆様におかれましては、心よりお見舞い申し上げますとともに、一日も早い復興をお祈り申し上げます。

特別法人税の課税停止措置の期限延長について(2)

退職年金等積立金に対する特別法人税の課税停止措置(租税特別措置法第68条の4)の期限延長を含む、平成23年度税制改正法案(※1)については、1月に国会提出されたものの審議が進まず成立に至っておりませんでした。(ただし、3月末に所謂「つなぎ法案」(※2)が成立したことで、平成22年度末に期限切れとなる租税特別措置は6月30日まで期限が延長されたため、実質的な影響はありませんでした。詳しくは、4/1付PENSION NEWSをご参照ください。)

その後、税制改正法案から期限切れとなる租税特別措置の延長等を切り離す**法的手当て**が行われ、新たな法案(※3)が国会提出されておりましたが、本日、同法案が参議院本会議にて可決され成立いたしました。

これにより、特別法人税の課税停止措置は、平成23年度税制改正大綱に記載されたとおりに、平成26年3月31日まで期限延長されました。

(※1)「所得税法等の一部を改正する法律案」

(※2)「国民生活等の混乱を回避するための租税特別措置法等の一部を改正する法律案」

(※3)「現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図るための所得税法等の一部を改正する法律案」

【参考①】租税特別措置法 抜粋

(退職年金等積立金に対する法人税の課税の停止)

第六十八条の四 法人税法第八十四条第一項に規定する退職年金業務等(同法附則第二十条第二項の規定により退職年金業務等とみなされる業務を含む。)を行う法人の平成十一年四月一日から平成二十三年六月三十日までの間に開始する各事業年度の退職年金等積立金については、同法第八条又は第十条の二及び同法附則第二十条第一項の規定にかかわらず、退職年金等積立金に対する法人税を課さない。

【参考②】現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図るための所得税法等の一部を改正する法律案 抜粋

第十七条 租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)の一部を次のように改正する。

第六十八条の四中「平成二十三年六月三十日」を「平成二十六年三月三十一日」に改める。

なお、この法的手当てにより、従来の平成23年度税制改正法案は、「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律案」に題名が変更されております。

